

6 議事

一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて

(1) 対象施設の概要について

① 鳥取県東部環境クリーンセンター

平成9年4月に供用開始した、不燃ごみの資源回収施設と最終処分場からなる施設で、リサイクル啓発施設「リファーレンいなば」を併設しています。



鳥取県東部環境クリーンセンター



最終処分場



リファーレンいなば

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野2220番地
供用開始	平成9年4月
施設内容	<p><資源回収施設> 処理能力80t/日 ・資源ごみ：33t/日 ・プラスチックごみ：17t/日 ・大型資源ごみ：20t/日 ・小型破碎ごみ：10t/日 ペットボトル等リサイクルセンター ・食品トレイ(白色)：0.65t/日 ・ペットボトル：3.6t/日</p> <p><最終処分場> ・埋立容量：486,000m³ ・埋立面積：約3.5ha ・埋立地タイプ： 準好気管理型最終処分場 ・埋立年数：34年(第1工区・令和12年度末まで)</p> <p><リファーレンいなば> ・リサイクル啓発施設</p>

② リンピアいなば

令和5年4月に供用開始した可燃物処理施設で、最新の排ガス処理設備を導入するなどの環境保全対策を講じています。また、ごみの焼却熱を利用した発電を行っています。

管理棟は、震度7クラスの地震にも耐える堅牢な構造で避難所として利用することができるとともに、工場棟も含めごみの分別や減量の大切さなどを楽しく分かりやすく学習できる体験型学習設備も取り入れています。

本施設の管理運営は、JFEエンジニアリング株式会社大阪支店に委託しており、委託期間は令和5年度から令和24年度までの20年間としています。



リンピアいなば

<施設概要>

所在地	鳥取市河原町山手925番地
供用開始	令和5年4月
施設内容	・処理能力 240 t/日 (120 t/日・炉 × 2炉) ・定格出力 7,000kW

③ 因幡霊場

現在の施設は、平成10年4月に供用開始しました。

この施設は、（公財）鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としています。



因幡霊場

<施設概要>

所在地	鳥取市八坂392番地7
供用開始	平成10年4月
敷地面積	21,000m ²
施設内容	火葬炉（人体7基・動物1基）／告別室2室／収骨室2室 ／待合室7室（和室4、洋室3）／喫茶・売店

④ 白兔グラウンドゴルフ場

埋め立てが終了した未恒不燃物処分場をグラウンドゴルフ場として整備し、平成12年8月に供用開始しました。

この施設は、(公財)鳥取県東部環境管理公社を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。指定期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間としています。



白兔グラウンドゴルフ場

<施設概要>

所在地	鳥取市伏野1611番地(未恒不燃物処分場跡地)
供用開始	平成12年8月
敷地面積	28,000㎡
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ゴルフ場3コース(24ホール)・多目的広場・管理棟・休憩棟・駐車場

(2) 処理手数料等について

① 一般廃棄物（不燃ごみ）処理手数料

ア 現行料金

区分	料金 (R3～R5)
処理手数料	390円/10kg

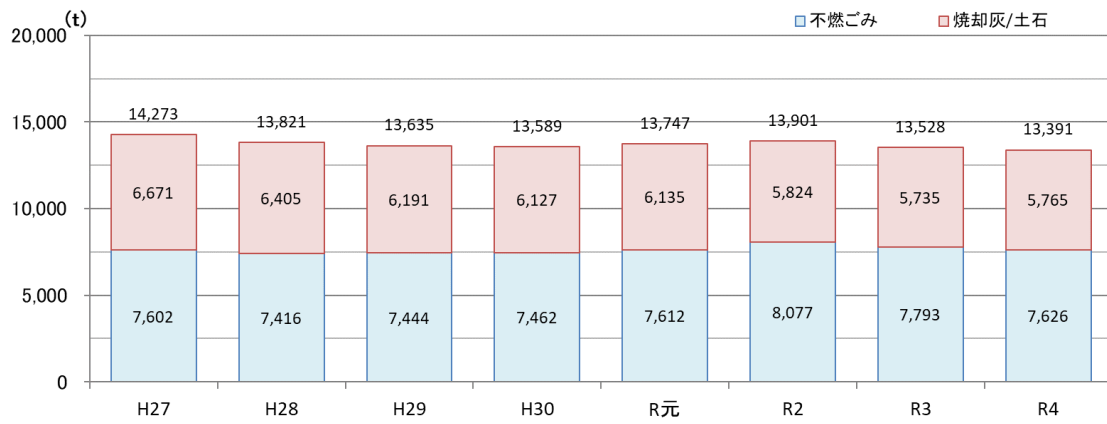
イ 処理手数料の算出方法

3年間の維持管理費見込額の年間平均額に施設建設費の1/25の額を加えた額から、鳥取県東部環境クリーンセンターで回収した有価物（アルミニウム、鉄等金属類及びペットボトル）の売払い収入を差し引き、総搬入量で除した額としています。

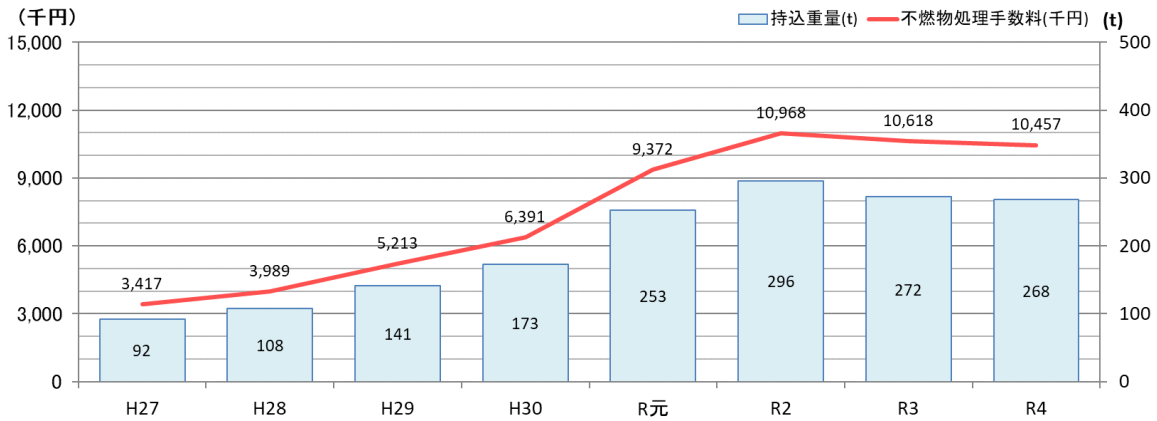
○令和2年度第2回審議会(R2.9.4開催)での試算

項目		金額等 (R3～R5見込平均)
支出	維持管理費	413,324千円
	施設建設費の1/25の額	195,840千円
	小計	609,164千円
収入	有価物売払収入	57,535千円
	小計	57,535千円
差引（支出－収入） …(A)		551,629千円
搬入量 …(B)		13,928t
1 t 当たり処理費用(A) ÷ (B) …(C)		39.61千円/t
10kg 当たり処理費用(C) ÷ 100		396円/10kg

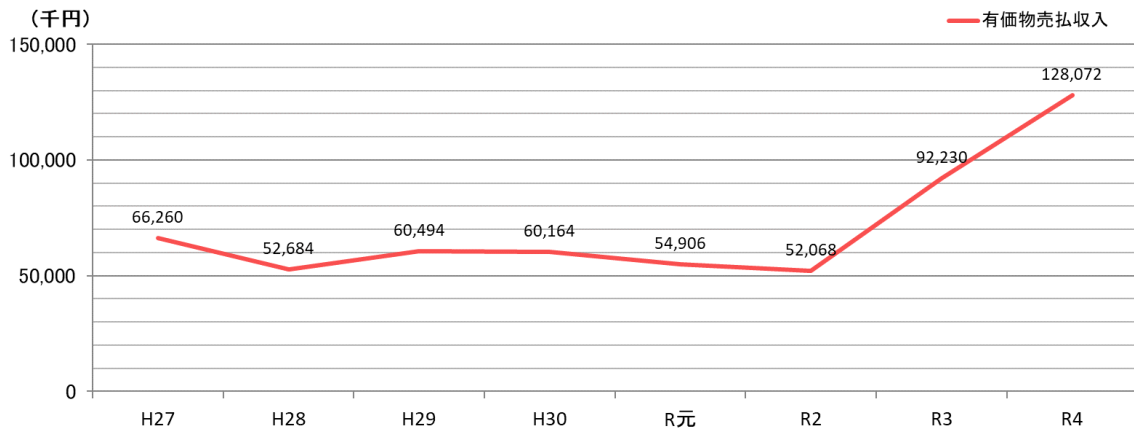
ウ 不燃ごみ等の搬入量の推移



エ 不燃物処理手数料の推移



オ 有価物売払収入の推移



② 一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料

ア 現行料金

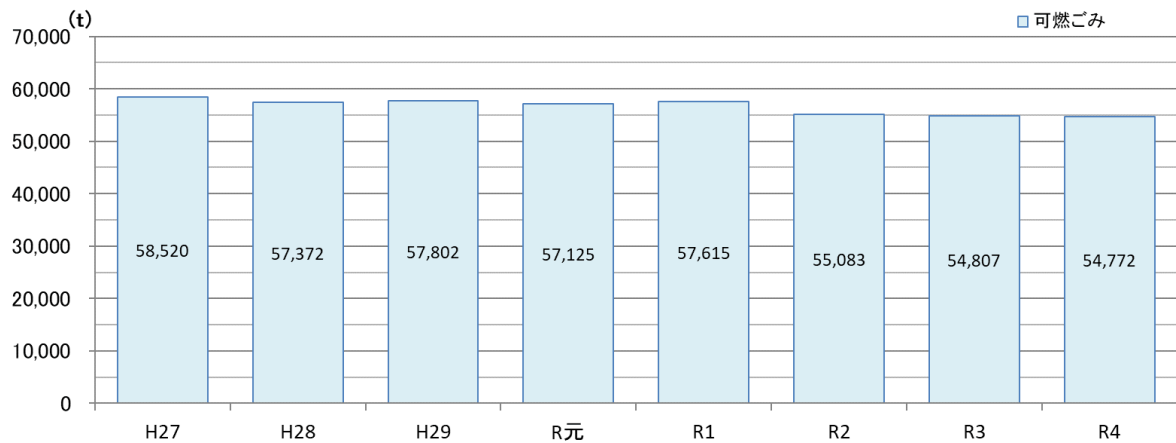
区分	料金（R4～R5）
処理手数料	1 2 0 円/10kg

イ 令和2年度第2回審議会での料金設定の考え方

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料は、不燃物処理手数料と同様の考え方で算出することとしました。

しかしながら、施設の管理運営が始まっていない段階であったことから、鳥取市（神谷清掃工場）の処理手数料と同額（1 2 0 円/10kg）としました。

ウ 可燃ごみ搬入量の推移



③ 因幡霊場利用料金

ア 現行の料金

区 分		単 位	料金 (R3～R5)	
			東部圏域の住民	東部圏域外の住民
人 体	大 人	1 体につき	25,000円	55,000円
	小 人	1 体につき	16,000円	35,000円
	死 胎	1 胎につき	16,000円	35,000円
	改 葬	1 件につき	16,000円	35,000円
人体の一部等		1 件につき	19,800円	45,100円
畜 類		1 頭につき	19,800円	45,100円

イ 利用料金の算出方法

3年間の維持管理費見込額の年間平均額に賦課割合係数を考慮した件数で除した額に80%を乗じた額としています。

○令和2年度第2回審議会での試算

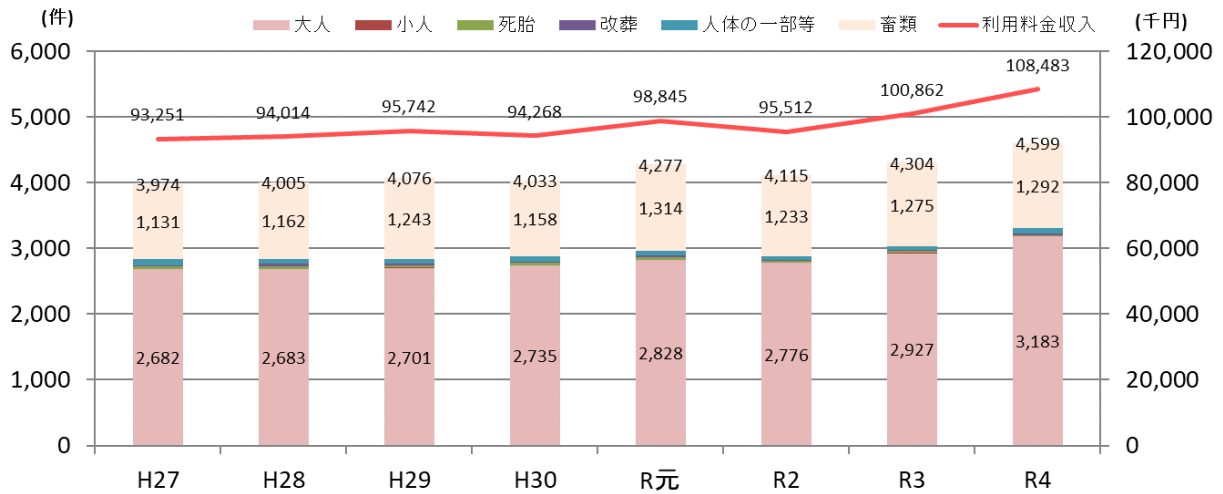
項 目		金額 (R3～R5見込平均) …(A)	火葬件数 (R3～R5見込平均) × 賦課割合係数 …(B)	大人1体当たりの費用 (A) ÷ (B) …(C)	大人1体当たりの費用 (C) × 80%
支 出	維持管理費	122,328千円	3,863件	31,666円	25,333円 (東部圏域内・大人)
	施設建設費の1/25の額	91,281千円		23,630円	
合 計		213,609千円		55,296円 (東部圏域外・大人)	

※火葬件数 3,863件 = R3～R5年度見込件数の平均 × 賦課割合係数

※賦課割合係数 … 大人1.0に対して小人、死胎、改葬は0.65、人体の一部等、畜類は0.75で算定

※人体の一部等、畜類は課税対象

ウ 火葬件数及び利用料金の推移



<令和3年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,252	2	25	9	51	1,097	3,436
岩美町	181	0	2	5	1	51	240
智頭町	131	0	1	0	0	24	156
若桜町	73	0	0	0	1	12	86
八頭町	262	0	2	0	1	86	351
小計	2,899	2	30	14	54	1,270	4,269
東部圏域外	28	0	1	1	0	5	35
小計	28	0	1	1	0	5	35
合計	2,927	2	31	15	54	1,275	4,304
火葬場利用料金							100,862,480円

<令和4年度>

	大人	小人	死胎	改葬	人体の一部等	畜類	合計
鳥取市	2,470	3	15	13	75	1,117	3,693
岩美町	183	0	0	3	0	33	219
智頭町	137	0	0	2	3	36	178
若桜町	65	0	0	0	0	6	71
八頭町	293	0	1	2	5	91	392
小計	3,148	3	16	20	83	1,283	4,553
東部圏域外	35	1	1	0	0	9	46
小計	35	1	1	0	0	9	46
合計	3,183	4	17	20	83	1,292	4,599
火葬場利用料金							108,482,860円

④ 白兔グラウンドゴルフ場利用料金

ア 現行料金

区 分		東部広域条例	指定管理者
個人	子ども	300円	200円
	大人	500円	400円
団体	子ども	240円	150円
	大人	400円	350円
多目的広場		1,000円	1,000円
用具		100円	100円

※指定管理者の団体料金は、東部圏域住民の団体(20人以上)について適用

イ 利用料金の算出方法

3年間の維持管理費見込額の年間平均額に賦課割合係数を考慮した人数で除した額としています。

○令和2年度第2回審議会での試算

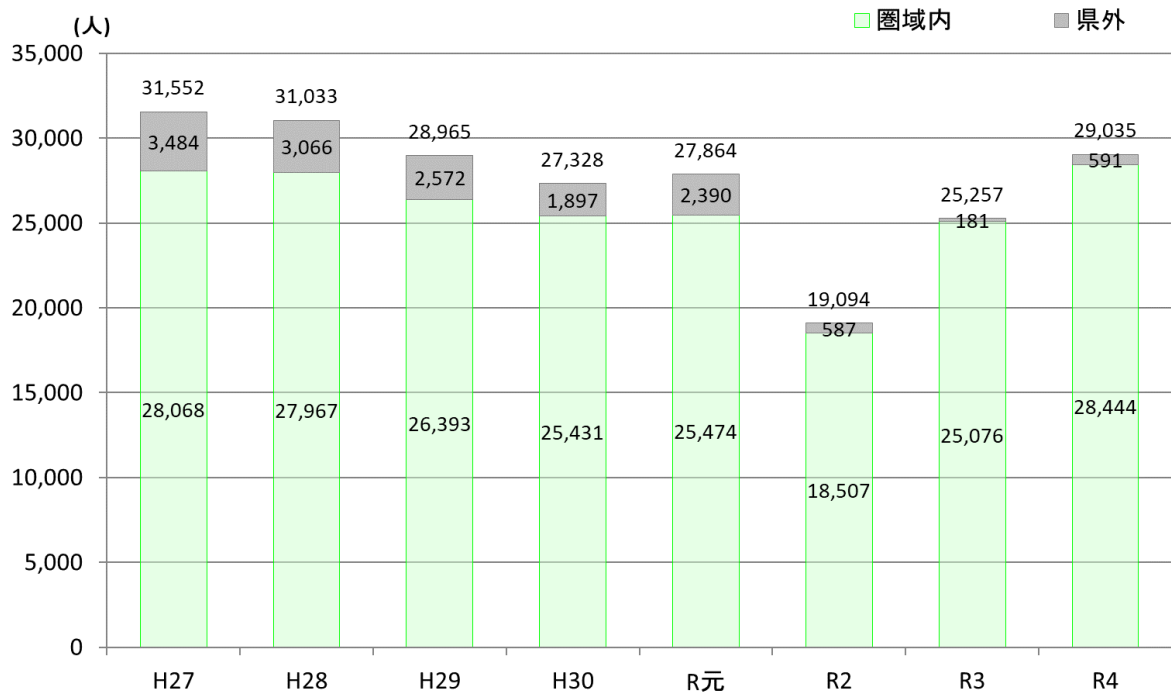
項 目	金 額	算 出 方 法
維持管理費 …(A)	20,111千円	R3～R5見込平均
利用者数 …(B)	18,993人	
1人当たり費用(A)÷(B)	1,059円/人	

※利用者数 = R3～R5年度見込の平均人数×賦課割合係数

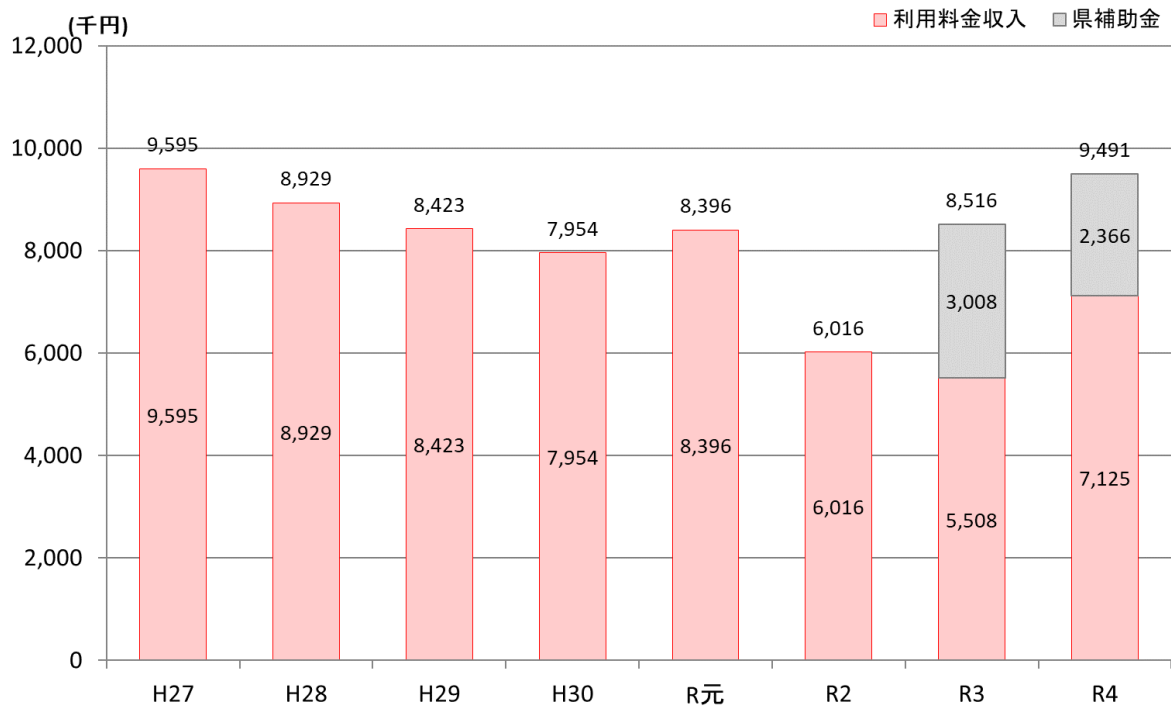
※賦課割合係数 … 個人大人1.0に対して個人子ども0.5、団体大人0.875、団体子ども0.375で算定

○なお、試算結果は1,059円/人となりましたが、白兔グラウンドゴルフ場は、末恒不燃物処分場跡地を有効活用するとともに、他の施設を参考に地域住民が利用しやすい施設となるよう料金設定しています。

ウ 利用者数の推移



エ 利用料金収入の推移



7 その他

今後のスケジュールについて

- (1) 第2回審議会 … 10月中旬
- (2) 第3回審議会 … 11月下旬
- (3) 答申 … 12月上旬

※令和6年4月から適用